

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府高槻市北大樋町45番1号
氏名 有限会社 徳山産業
代表取締役 徳山 仁守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

高槻市長 濱田 剛史



許可の年月日 令和 5年10月 6日
許可の有効年月日 令和10年 9月 9日

1. 事業の範囲

事業の区分 : 中間処理

処分の方法 : 破砕

取り扱う産業廃棄物の種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 廃プラスチック類 | 4 繊維くず | 7 ガラスくず |
| 2 紙くず | 5 ゴムくず | |
| 3 木くず | 6 金属くず | |

以上 7 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 : 破砕施設
設置場所 : 高槻市北大樋町291番1
設置年月日 : 平成13年3月16日
処理能力 : 金属くず 49 t/日
ガラスくず 43 t/日

施設の種類 : 破砕施設
設置場所 : 高槻市北大樋町291番1
設置年月日 : 平成16年8月5日
処理能力 : 廃プラスチック類 3.2 t/日
紙くず 3.0 t/日
木くず 4.8 t/日
繊維くず 1.2 t/日
ゴムくず 5.5 t/日
金属くず 7.0 t/日
ガラスくず 10 t/日

以上2施設
以下余白

3. 許可の条件

なし
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 9月10日 当初許可
令和 5年10月 6日 更新許可
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無
以下余白